

(公社)上越市シルバー人材センター

事務局だより第68号

*身近な情報を掲載し、随時発行します。

発行
発行責任者



令和5年6月5日

(公社)上越市シルバー人材センター

理事長 井部 博光

本所 上越市西城町1-12-4

TEL 025-522-2812

頸北支所 上越市柿崎区柿崎 6405

TEL 025-536-6100

4月1日から自転車全利用者にヘルメット着用努力義務化!

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用が努力義務となりました。ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。

自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



自転車のヘルメット装着



法律に定められた努力義務とは「～するよう努めなければならない」と規定された義務のこと。「しなくてはならない」という強制的な義務ではありません。このため違反した場合の罰則は定められていないのが基本です。違反しても法的に責任をとらされることはなく、刑事罰はもちろんのこと、過料などの行政罰による制裁を受けることもありません。

●シルバーの業務中(通退勤途上)に、自転車による転倒で頭部を強打し、重篤事故となった事例が過去多く発生しています。

【実際の事故例】

作業現場へ自転車で向かう途中、下り坂で縁石に乗り上げ転倒し、頭部を強打し頭蓋骨陥没骨折。後遺障害1級(寝たきり)となった。

<EIC保険エージェンシー(株)提供「シルバー安全ニュース(3月号)」より>



「サイクル安心保険」のご案内について(全シ協からの通知)

昨今、自転車事故により、加害者が数千万円を超える賠償を負担しなければならない事案が発生していますが、令和5年4月1日時点で、41都道府県において条例等により自転車保険への加入が義務又は努力義務とされており、今後こうした動きが進んでいくと思われます。

一方、シルバー人材センターが加入する「賠償責任保険」では、会員が就業場所への往復途上で自転車事故等により他人の身体又は財物を傷つけた賠償事故のケースについては補償の対象外となっており、会員各自が自転車事故に備えた損害賠償責任保険に加入する重要性が増しているところです。このような状況を踏まえて、全国シルバー人材センター事業協会では、会員の自転車事故等による賠償事故をカバーする保険として、一般財団法人全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」を推奨することといたしました。

本保険は、会員に限らずご家族など、どなたでも加入可能な保険です。本保険の概要、加入手続等のご案内パンフレットを送付いたしましたので、会員に周知いたしますよう、よろしくお願いいたします。(全シ協の推奨文書からの抜粋)

ねサイクル
安心保険



「サイクル安心保険」の加入を検討する会員は、本所、支所に案内パンフレットを備え付けてありますのでご利用下さい。

「野球猫チータン」はサイクル安心保険のイメージキャラクターです

※本保険の加入手続は、加入を希望する会員自身が行います。事務局では取りまとめは行いません。

☆6月の配分金の振込日は26日(月)・派遣賃金は23日(金)です☆

新潟県から 新型コロナ・県民のみなさまへ ~5類移行に伴う3つのお知らせ~

令和5年5月8日から、感染症法上、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行したことに伴い、新潟県から県民へのお知らせが公表されましたので、参考にして下さい。

- 1** ●基本的な感染対策は、個人や事業者が自主的に判断して実施!
 ・発熱などの症状がある場合や、具合が悪い時は[マスクの着用][外出を控える]を心掛けた行動を!
 ・やむを得ず外出する時は[人混みを避け、マスクの着用]を!
- 2** ●体調不良時には、抗原検査キットを用いて感染をチェック、陽性の場合は外出を控え、症状が軽い場合は自宅等でそのまま療養を!
 ・法律に基づく外出自粛は求められませんが、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間を経過するまでは外出を控えることを推奨!
- 3** ●体調不良時に備え、抗原検査キット、食料品・日用品、市販の解熱鎮痛薬のあらかじめの買い置きを!

~新潟県HPより~

<シルバーの対応>

シルバーでは、今後計画する講習会や集会のそれぞれの開催状況に応じて、参加する会員の皆さんに感染対策(マスクの着用等)をお願いすることになりますので、ご協力をお願いします。



(お知らせ) 熱中症見舞金制度について・・6月から適用になりました

新型コロナウイルス感染症もようやくインフルエンザ並みの扱いになりましたが、今年もこれから熱中症が心配される暑い季節を迎えることとなります。

幸いなことに昨年は熱中症になった会員の報告はありませんでしたが、シルバーでは今年度も会員の皆さんが就業中に熱中症になった場合、見舞金をお支払いする「熱中症見舞金制度」に加入しました。6月1日以降に熱中症と診断された会員が対象になります。

見舞金の内容は下記のとおりです。

<見舞金の内容>

- 死亡 10万円
 - 入院(2泊3日以上) 5万円
 - 入院(1泊2日) 3万円
 - 通院加療見舞金(日帰り入院含む)・・ 5千円
- *対象期間 令和5年6月1日~



◆詳しくは事務局(池田次長・原田係長)までお問い合わせ下さい。(電話 522-2812)

互助会からのお知らせ今年度の行事予定.....

6月1日(木)に開催した令和5年度会員互助会定時総会において今年度の開催事業が承認されました。今後、コロナ感染症の状況を注視しながら、それぞれの行事の実施について判断していくことにしています。

- 納涼会 [8月4日(金)午後5時~] *会場等、詳細未定
- 親睦旅行 [10月5日(木)/6日(金)] *行き先等未定
- 清掃ボランティア[10月中] *シルバー普及啓発月間に実施
- 忘年会 [12月8日(金)午後4時~] *会場等、詳細未定



上越市シルバー人材センターのホームページもご覧下さい。
 URL: <http://www.joetsu-sjc.jp/>